

令和〇〇年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書） 修正

受贈者の氏名

控
用

第一表の三
(令和7年分以降用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)		(単位：円)		
住宅取得	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。 住所 フリガナ 氏名 続 (直系尊属) 父 ①、母 ② 祖父 ③、祖母 ④ 生年月日 柄 上記以外 ⑤ ※図の場合に記入します。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 令和 年 月 日 	
	住宅取得等資金の合計額 48			
等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。 住所 フリガナ 氏名 続 (直系尊属) 父 ①、母 ② 祖父 ③、祖母 ④ 生年月日 柄 上記以外 ⑤ ※図の場合に記入します。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 令和 年 月 日 	
	住宅取得等資金の合計額 49			
非課税分	非課税限度額の計算 住宅資金非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2) 50			
	令和6年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 51			
	住宅資金非課税限度額の残額 (50-51) 52			
	贈与者別の非課税の適用 48のうち非課税の適用を受ける金額 53			
	49のうち非課税の適用を受ける金額 54			
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (53+54) (52の金額を限度とします。) 55			
	贈与者の課税価格に算入される金額 (48-53) (48に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。) 56			
49のうち課税価格に算入される金額 (49-54) (49に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。) 57				
不動産番号等の明細	新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。		不動産番号 	
	不動産の種類 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	所在は 及び 及び 地番 番号	不動産番号 	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、この申告書に係る年分(以下「適用年分」といいます。)の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中にレ印を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(適用年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

私は、適用年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出しました。

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項又は第9項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。